

改正の概要(平成 24 年 1 月 1 日適用)

関税率表解説

| HS 品目表改正内容 | 概要 |
|---|---|
| 牛の項(第 01.02 項)に係る号を見直し | 牛について、新たに「家畜化された牛」、「水牛」、「その他のもの」の号が設けられたことに伴い、それぞれに分類される牛の種類を明確化。 |
| 食用の魚のくず肉の号を新設(第 0305.7 号) | 食用の魚のくず肉の号が新設されることに伴い、その範囲を例示すると共に、他の項の関連規定を整備。 |
| 水棲無脊椎動物の号を新設(第 03.08 項) | 水棲無脊椎動物の号が新設されたことに伴い、号の範囲に係る規定を追加。 |
| バナナ(第 08.03 項)につき「プランテイン」の号を新設 | バナナのうち「プランテイン」(加熱調理して食される種類のもの)の号が新設されたことに伴い、プランテインの商品説明を追記。 |
| 穀物(第 10 類)、豆類(第 12 類)につき「播種用のもの」の号を新設 | 穀物(第 10 類)、豆類(第 12 類)につき、「播種用のもの」の号が新設されたことに伴い、「播種用のもの」の定義を明確化。 |
| バイオディーゼル及びその混合物に係る号の新設(第 2710.20 号、第 3826.00 号) | バイオディーゼル及びその混合物の号が新設されたことに伴い、バイオディーゼルの商品説明を新設すると共に、関連規定を整備。 |
| 水銀化合物の範囲拡大に係る改正(第 28.52 項) | 第 28.52 項の範囲を化学的に単一でない水銀化合物にまで広げたことに伴い、新たに同項に含まれることとなる物品を例示して明確化。 |
| オゾン層破壊物質に係る改正(第 29.03 項) | 貿易量の少ないクロロフルオロカーボン(CFC)の号を統合し、貿易量が増加しているヒドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の号を新設したことに伴い、第 29.03 項に含まれる物品の例示に係る規定を整備。 |
| ノルエフェドリン及びその塩に係る号の新設(第 2939.44 号) | ノルエフェドリン及びその塩の号が新設されたことに伴い、関連規定を整備。 |
| 免疫製品の範囲拡大に係る改正(第 30.02 項) | 免疫製品の範囲を変性していないものにまで拡大したことに伴い、関連規定を整備。 |
| 喫煙者の禁煙補助用調製品の分類明確化に係る改正(第 30 類) | 喫煙者の禁煙補助用調製品(チューインガム及びパッチ(経皮投与剤))について、医薬品(第 30.04 項)として分類されないことを明確化するため、関連規定を整備。 |
| 修正テープの分類明確化に係る改正(第 38 類) | 修正テープを第 38.24 項(第 3824.90 号)に分類決定したことを受けて、分類明確化のため、関連規定を整備。 |
| 木質ペレットに係る号の新設(第 4401.31 号) | 木質ペレットの号が新設されたことに伴い、関連規定を整備。 |

改正の概要(平成 24 年 1 月 1 日適用)

| HS 品目表改正内容 | 概 要 |
|--|--|
| 「製品にしたもの」の範囲拡大に係る改正(第 11 部) | 第 11 部(紡織用繊維及びその製品)の「製品にしたもの」として認められる処理方法に、縁縫いの新しい方法である熱溶着を追加。 |
| ウォータージェット切断機械に係る改正(第 84 類) | ウォータージェット切断機械が第 84.56 項に含まれるよう品目表を改正したことに伴い、関連規定を整備。 |
| 旅客搭乗橋に係る号の新設(第 8479.71 号及び第 8479.79 号) | 旅客搭乗橋の号が新設されたことに伴い、関連規定を整備。 |
| ニッケル・水素蓄電池及びリチウム・イオン蓄電池に係る号の新設(第 8507.50 号及び第 8507.60 号) | ニッケル・水素蓄電池及びリチウム・イオン蓄電池の号が新設されたことに伴い、関連規定を整備。 |
| 光学媒体に係る改正(第 85.23 項) | 光学媒体について、記録したものと記録していないものに対して別の号を設ける改正が行われたことに伴い、関連規定を整備。 |
| 棚付き家具の分類明確化に係る改正(第 94 類) | 壁に取り付けて使用する、単一の段の棚が 94.03 項の家具として分類されることを明確化するため第 94 類注 2(a)が改正されたことに伴い、関連規定を整備。 |
| ビデオゲーム用コンソール及び機器の分類明確化に係る改正(第 9504.50 号) | ビデオゲーム用コンソール及び機器の分類明確化のための改正に伴い、関連規定を整備。 |
| おむつ等衛生用品に係る項の新設(第 96.19 項) | 材質に従って分類されているおむつ等の衛生用品につき、材質によらず全てのおむつ等の衛生用品を含む項が新設されたことに伴い、この項に含まれる物品の商品説明を新設すると共に、関連規定を整備。 |

改正の概要(平成 24 年 1 月 1 日適用)

分類例規第1部(国際分類例規)

| HS 品目表改正内容 | Classification Opinion の改正内容 |
|---|--|
| 水パイプたばこの号新設 (第 2403.11 号) | 水パイプたばこの号(第 2403.11 号)が新設され、第 24 類に水パイプたばこの定義を規定する類注が設けられたことから、現行の国際分類例規から「水パイプたばこ」の事例を削除。 |
| バイオディーゼル及びその混合物の号新設(第 2710.20 号及び第 3826.00 号) | バイオディーゼル及びその混合物の号(第 2710.20 号及び第 3826.00 号)が新設され、第 27 類及び第 38 類にバイオディーゼルの定義を規定する類注が設けられたことから、現行の国際分類例規から「バイオディーゼル混合物」の事例を削除。 |
| ビデオゲーム用コンソール及び機器の分類明確化に係る改正(第 9504.50 号) | ビデオゲーム用コンソール及び機器の分類明確化のための改正に伴い、該当する国際分類例規の事例の号の番号を変更。 |

分類例規第2部(国内分類例規)

| 品目表改正内容 | 国内分類例規の改正内容 |
|--|--|
| うさぎの号を新設(0106.14 号) | 「うさぎ」の号が新設されたことから、現行国内分類例規の「うさぎ目」に係る説明を修正。 |
| くろまぐろの範囲を拡大(第 3 類) | 現行品目表の「くろまぐろ」は大西洋くろまぐろに限定されているところ、今次 HS 改正で太平洋くろまぐろも含むように範囲を拡大したことから、太平洋くろまぐろの説明を追記。 |
| バイオディーゼル及びその混合物の号新設(2710.20 号及び 3826.00 号) | バイオディーゼル及びその混合物の号(2710.20 号及び 3826.00 号)が新設されたことに伴い、国内分類例規中の関連する規定を修正。 |